

各位

会社名 株式会社ベクトル
代表者名 代表取締役会長兼社長 西江 肇司
(コード番号：6058 東証プライム)
問い合わせ先 取締役 CFO 後藤 洋介
電話番号 03-5572-6080

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます）を行うことについて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年7月18日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 240,000株
(3) 発行価額	1株につき1,322円
(4) 発行総額	317,280,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く） 4名 144,000株 当社のグループ執行役員 7名 96,000株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出します。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年4月19日付「当社グループ役職員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有しながら、長期間にわたる企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、また、2026年2月期の連結営業利益を100億円とする中期利益計画の達成意欲を高め、かつ、計画の実行を通じ中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を導入しております。また、2022年5月26日開催の第30回当社定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、当社の取締役（社外取締役を除きます）に対して年10億円以内の金銭報酬債権を支給すること、および年24万株以内の譲渡制限付株式を交付すること、当社グループの役職員に対しても上記の報酬枠とは別枠として譲渡制限付株式を付与すること等についてご承認をいただいております。

今般、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事項を総合的に勘案し、譲渡制限付株式報酬として、当社の取締役（社外取締役を除きます）および当社のグループ執行役員（以下総称して「割当対象者」といいます）に対し、金銭報酬債権317,280,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって払込むことにより、特定譲渡制限付株式として当社普

通株式 240,000 株を割り当てることを決議いたしました。なお、本制度の目的である中長期的な企業価値向上へのコミットメントを促すインセンティブの強化を図るとともに、株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間は、割当契約により割当てを受けた日から 3 年を経過するまでの間としております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2023 年 7 月 18 日～2026 年 7 月 17 日

上記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、譲渡制限期間の満了まで継続して当社の取締役または当社のグループ執行役員等の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって本株式の全部について譲渡制限を解除します。ただし、割当対象者が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間中にその地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本株式の数および譲渡制限を解除する時期を、合理的に調整するものとします。

(3) 当社による無償取得

当社は、本株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（2）に基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、これを当然に無償で取得するものとします。

(4) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは区分して、割当対象者が SMBC 日興証券株式会社に開設する専用口座で管理されます。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するため、各割当対象者が保有する本株式の口座の管理に関連して SMBC 日興証券株式会社との間において契約を締結します。また、割当対象者は、当該口座の管理の内容について同意するものとします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限の解除直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額については、忝意性を排除した価格とするため、当社の取締役会決議日の直前営業日（2023年6月28日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,322円としております。これは、当社の取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上